

改正

昭和34年3月27日条例第13号

昭和43年10月1日条例第34号

昭和44年8月21日条例第23号

昭和47年4月1日条例第24号

昭和51年3月29日条例第14号

昭和52年3月28日条例第16号

昭和56年12月25日条例第41号

昭和58年6月28日条例第18号

昭和62年3月26日条例第16号

平成13年12月28日条例第24号

平成26年6月30日条例第16号

平成29年9月28日条例第13号

平成30年6月28日条例第17号

大和市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、住民の教養の向上と文化の発展に寄与するため、図書館を設置する。ただし、必要に応じて分館、配本所等を置くものとする。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事業
- (2) その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点等条例」という。）で定める。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- （2） 図書館施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- （3） その他教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点等条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。

（休館日）

第8条 図書館（大和市立渋谷図書館を除く。）の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

2 大和市立渋谷図書館の休館日は、毎月最終月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の休館日を臨時に変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の休館日を臨時に変更することができる。

（入館の制限等）

第9条 指定管理者（大和市立渋谷図書館にあつては、教育委員会）は、図書館資料及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- （1） 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- （2） 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認めたとき。
- （3） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他図書館資料及び施設の利用を不相当と認めたとき。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則 (昭和34年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第34号)

この条例は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第23号)

この条例は、昭和44年8月25日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第14号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第41号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第18号)

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月15日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年6月30日条例第16号）

この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

附 則（平成29年9月28日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成29年10月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成29年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年6月28日条例第17号）

この条例は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
大和市立図書館	大和市大和南一丁目8番1号
大和市立中央林間図書館	大和市中中央林間四丁目12番1号
大和市立渋谷図書館	大和市渋谷五丁目22番地

別表第2（第7条関係）

名称	開館時間	備考
大和市立図書館	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後8時まで	3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時まで
大和市立中央林間図書館	午前10時から午後9時まで	

大和市立渋谷図書館	午前9時から午後9時30分まで	
-----------	-----------------	--

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館においては、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。
- 2 この表の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の開館時間を変更することができる。